

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「MHAM海外好配当株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは2005年4月27日に設定し、主として海外の好配当株に実質的に投資し、高水準の配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2020年9月末時点の受益権口数が約7.8億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の目安となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

### 2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2021年1月22日
- ・ 異議申立期間 : 2021年1月22日～2021年3月2日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 2021年3月3日
- ・ 買取請求期間 : 2021年3月11日～2021年3月30日
- ・ 繰上償還日（予定） : 2021年4月20日

### 3. 異議申立て手続きについて

2021年1月22日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2021年1月22日から2021年3月2日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2021年1月22日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2021年4月20日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2021年1月22日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
アセットマネジメントOne株式会社